

令和7年度 熊本市移動等円滑化推進協議会

- 1 これまでの振り返りについて
- 2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

都市建設局 健康福祉局
交通企画課 健康福祉政策課

1 これまでの振り返りについて

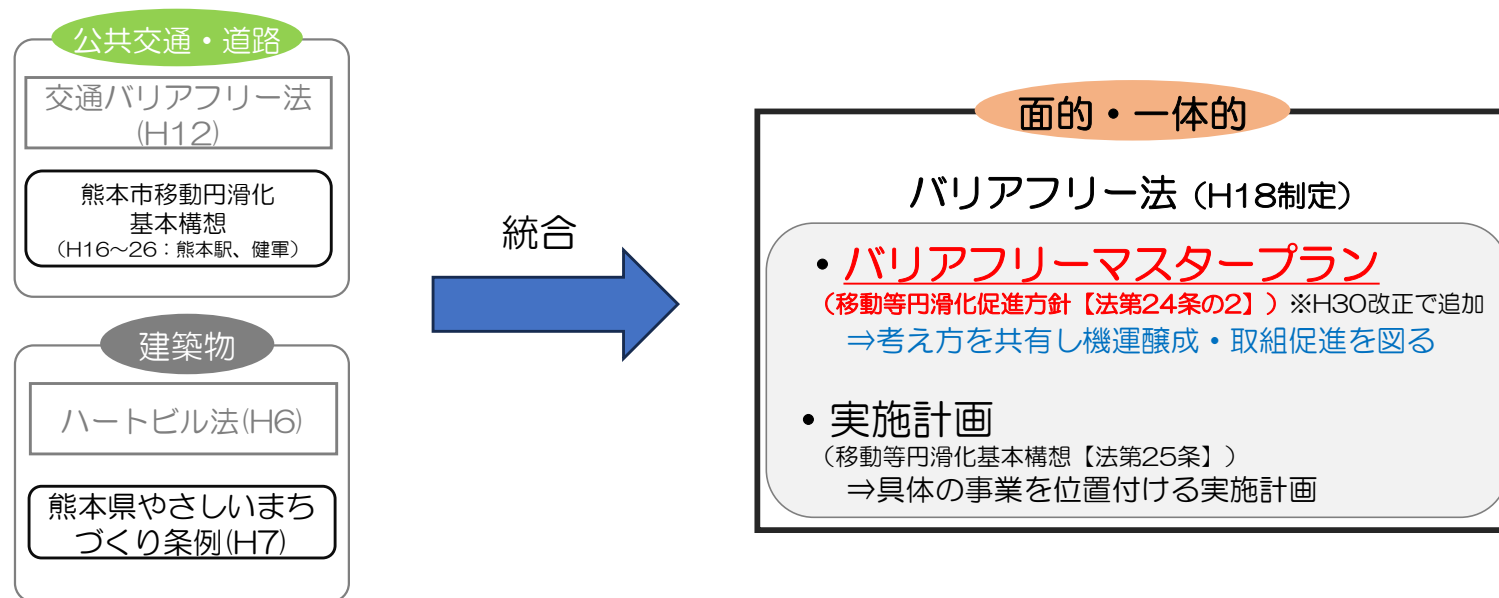
★本協議会におけるこれまでの協議内容（R3～）

令和3年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリーマスタープランの<u>全体構成</u>の共有 ● <u>基本理念、基本方針</u>等 ● 移動等円滑化促進<u>地区選定</u>の基本手順 ● <u>意見聴取</u>（アンケート調査等）の手法 	R3.11.2
令和3年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>意見聴取結果</u>について（アンケート調査） ● バリアフリーマスタープランの<u>対象範囲</u>や<u>取組方針設定</u>の考え方 ● 今後の<u>機運醸成</u>（キャッチコピー等）について 	R4.2.18
令和4年度 第1～3回	<ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリーマスタープランの<u>構成</u> ● まちあるきワークショップを踏まえた<u>取組方針の整理</u> ● <u>生活関連施設や経路の設定</u> ● <u>バリアフリーマップの作成</u> ● <u>マスタープラン（素案）</u>について ● <u>パブリックコメントの実施</u>について 	R4.8.30
		R5.3.7
令和5年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>バリアフリーマスタープラン概要</u>について ● <u>パブリックコメント</u>について ● <u>バリアフリーマスタープラン策定</u>について 	R5.5.30
令和7年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでの振り返りについて ● 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画策定について 	本日

★熊本市バリアフリーマスタープランについて

策定背景

- 本市では、これまで熊本県やさしいまちづくり条例や熊本市移動円滑化基本構想（旧交通バリアフリー法に基づくもの）に基づき、個々の施設毎にバリアフリー化を実施。
- 面的かつ一体的なバリアフリー化を目的に制定されたバリアフリー法の改正（H30）により「バリアフリーマスタープラン（以下「マスタープラン」という。）」の策定が努力義務化。
- 誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けバリアフリー環境の形成が重要。
- 全ての人々が相互に理解を深めるための「心のバリアフリー」等の推進が重要。



目的

- 面的・一体的なバリアフリー化の方針等を共有し、関係者間での機運醸成や具体的な取組を促進。
- 学識経験者、施設管理者及び住民等で構成する協議会を設置。関係団体と意見交換を行いながら検討を進める体制を構築し、継続した取組の推進を図る。

だれもが移動しやすく暮らしやすい「おたがいさま」で支えあう上質な生活都市の形成を図る。

本市においては、令和5年6月にマスタープランを策定。

★熊本市バリアフリーマスタープランについて

- 優先的にバリアフリー化を推進する移動等円滑化促進地区として、「中心市街地地区（熊本駅周辺、通町筋・桜町周辺）」、「水前寺・九品寺地区」、「健軍地区」を位置づけ、各地区で生活関連施設・生活関連経路を設定。

■中心市街地地区（熊本駅周辺、通町筋・桜町周辺）

- ・生活関連施設・生活関連経路においてハード・ソフト両面からの一体的なバリアフリー化を推進。
- ・アーケード内において、誰もが安全に移動できるバリアフリー環境の整備を推進。
- ・熊本市中心部や熊本城等の観光地周辺において、案内充実によるさらなる賑わい創出と回遊性向上を目指す。
- ・商店街と連携し、心のバリアフリーを推進。

※生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他施設

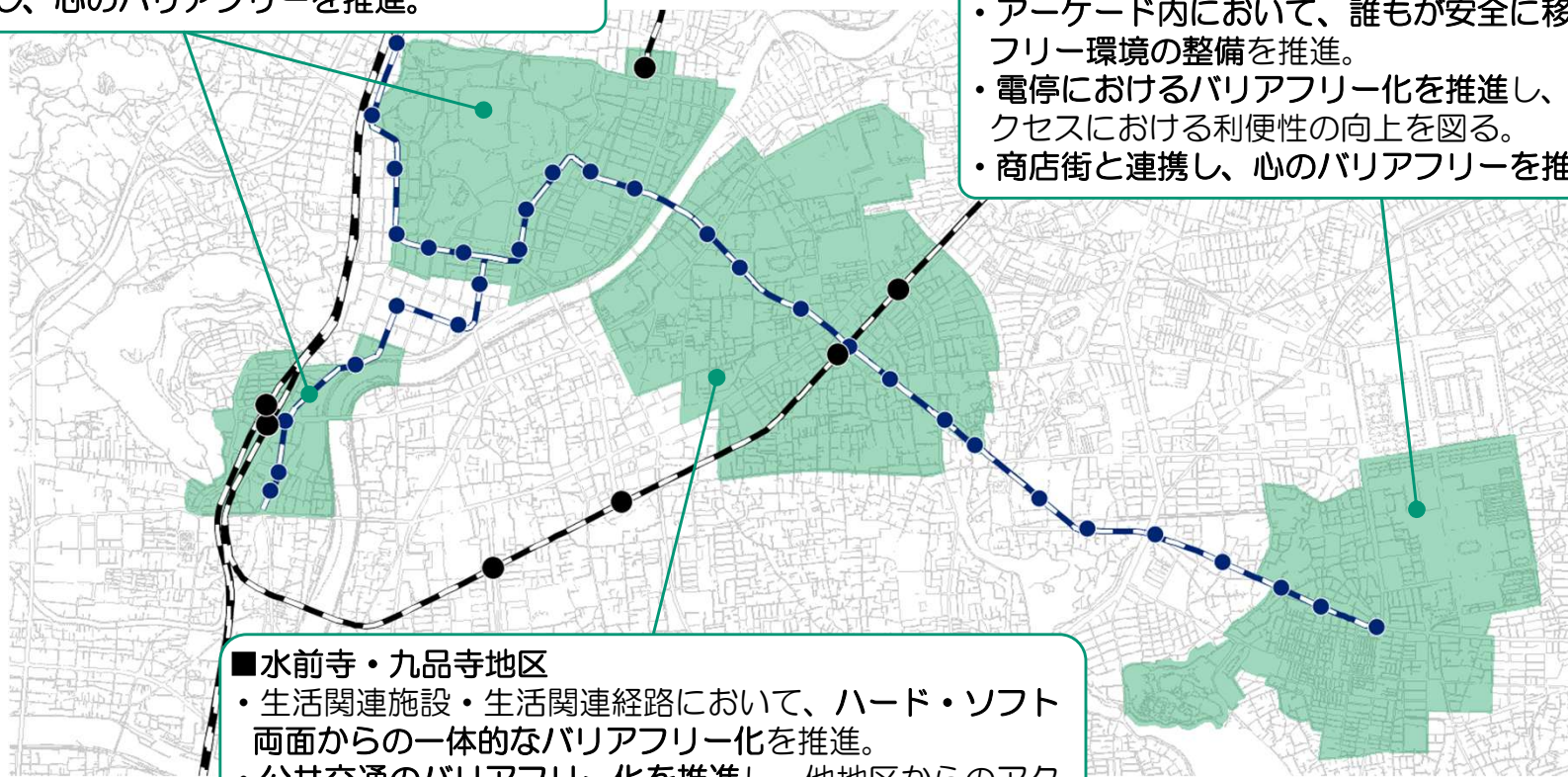
※生活関連経路：生活関連施設相互間の経路

■健軍地区

- ・生活関連施設・生活関連経路において、ハード・ソフト両面からの一体的なバリアフリー化を推進。
- ・アーケード内において、誰もが安全に移動できるバリアフリー環境の整備を推進。
- ・電停におけるバリアフリー化を推進し、他地区からのアクセスにおける利便性の向上を図る。
- ・商店街と連携し、心のバリアフリーを推進。

■水前寺・九品寺地区

- ・生活関連施設・生活関連経路において、ハード・ソフト両面からの一体的なバリアフリー化を推進。
- ・公共交通のバリアフリー化を推進し、他地区からのアクセスにおける利便性を向上。
- ・水前寺成趣園等の観光地周辺において、わかりやすい案内を行い、回遊性の向上を図る。



■マスタープラン策定時及び実施計画検討時の関係者意見等

過年度に実施したバリアフリーマスタープラン策定時において、実施計画の検討に当たり、施設管理者等へのヒアリング等を行った結果、主に次のような意見が挙げられた。

- 実施計画に掲載されることにより改修が義務化された場合、エレベーターやトイレ改修等に要する多額の費用を確保することが大きな課題となっている。
- エレベーターや多目的トイレ等の設置・改修に際しては、設備の設置スペース確保のため、施設面積の拡張や構造変更が必要となる場合があり、現実的に対応が困難なケースがある。
- 障害のある方が来店・来訪された際には、職員やスタッフが付き添い対応を行うなど、ソフト面での配慮を行っているものの、人員に余裕がなく、十分な対応を継続することが難しい状況にある。
- バリアフリーに関する知識や経験が不足しており、具体的にどのような課題があるか、どのように対応を行えばよいのか判断に迷っている。

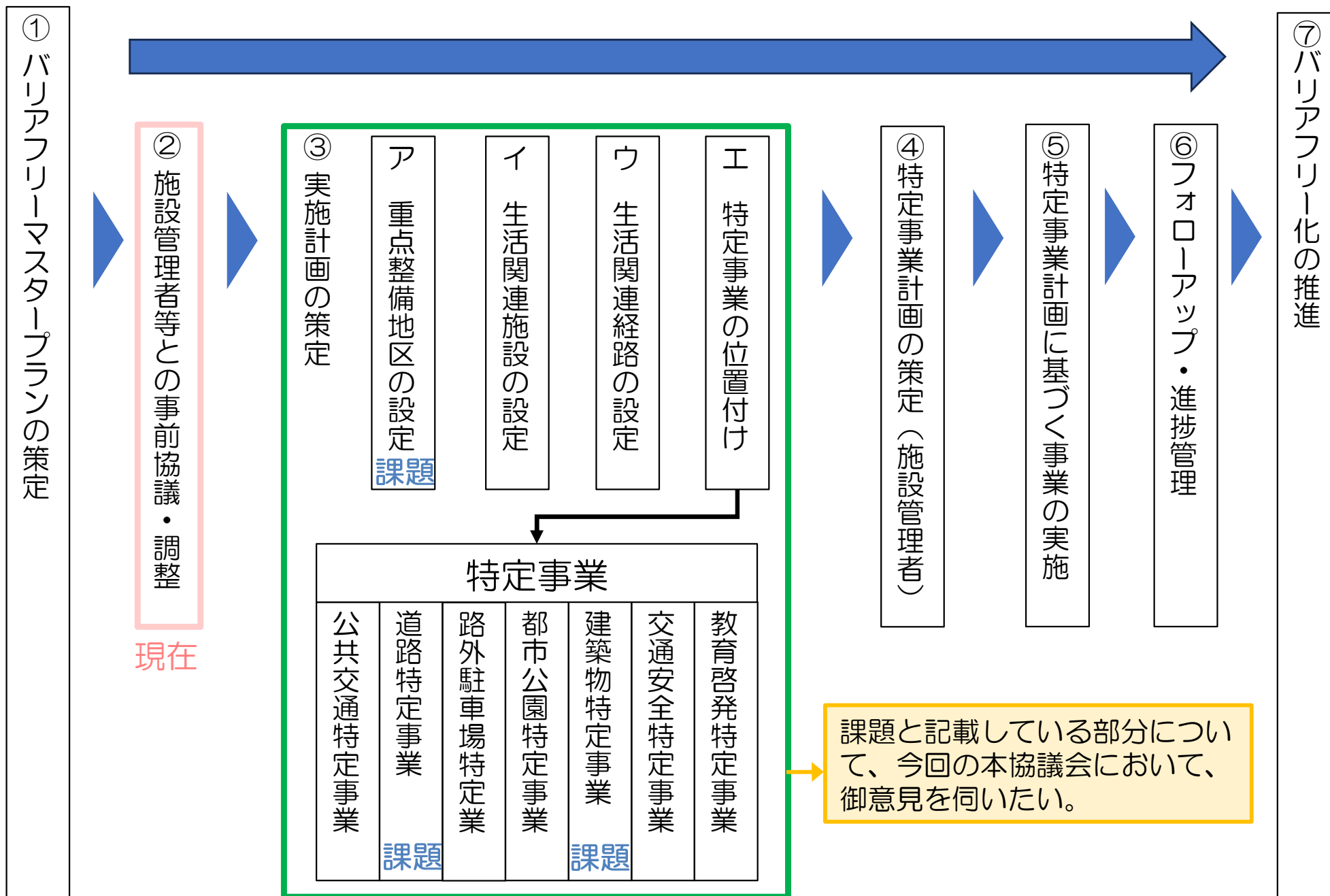


上記の建築物管理者からの御意見を踏まえ、本市においては、施設数及び課題が多い可能性が考えられる建築物について、関係部署と連携を図りながら、**施設のバリアフリー化チェックリストを作成し、建築物の現状把握、課題等の整理等に着手。**

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

バリアフリーマスタープラン作成後の進め方



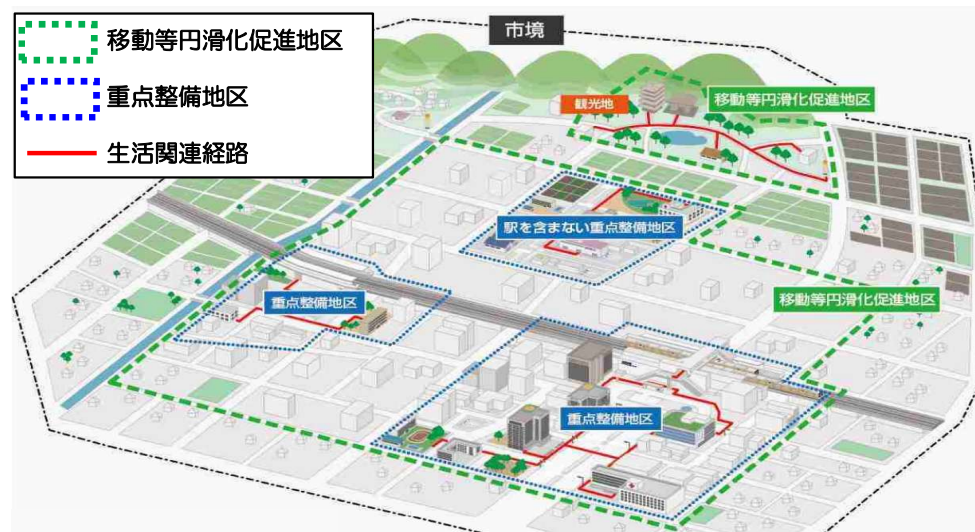
2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

■実施計画（基本構想）の概要について

● 実施計画（基本構想）

今回策定予定

地区	重点整備地区の設定
概要	重点的・一体的にバリアフリー化を推進するための具体的な事業を位置づけた計画
定める事項	<ul style="list-style-type: none">■ 重点整備地区の位置及び区域■ 生活関連施設及び経路■ バリアフリー推進のために実施すべき特定事業に関する事項■ 重点整備地区における基本的な方針



移動等円滑化促進地区と重点整備地区イメージ

● 実施計画策定の目的

実施計画に特定事業を定めた場合、施設管理者には、さらに具体的な計画である特定事業計画の策定と実施計画に基づく、事業実施義務が発生。

- ✓ バリアフリーマスタープランを策定することにより、市全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有したことで、バリアフリー化の推進に寄与。
- ✓ 一方で、「どの施設を、いつまでに、どのような内容で改修するか」といった具体的な事業内容や実施時期、手法までは必ずしも明確に示されていないため、具体的な実施段階まで踏み込めないのが現状。
- ✓ 本市のバリアフリー化の更なる推進を図るため、**基本方針を、実際の事業として着実に進めていくための具体的な行動計画である実施計画を策定し、具体的かつ実効性のある取組へと発展。**

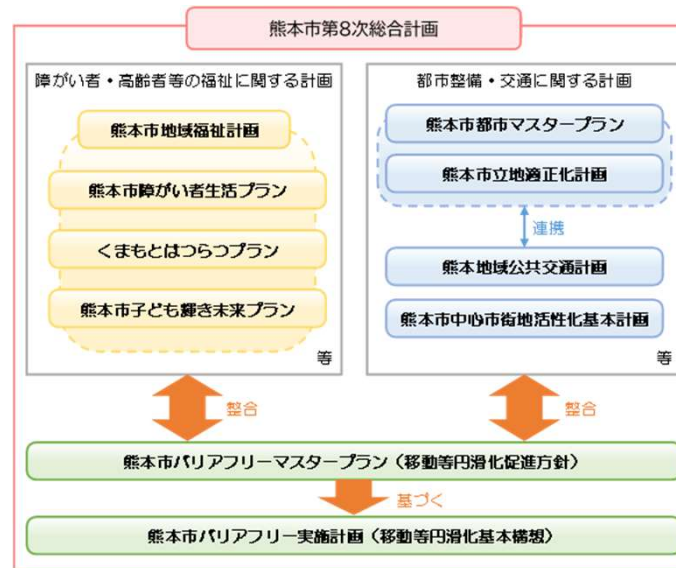
● バリアフリーマスタープランにおける位置付

- ✓ 「移動円滑化基本構想」としてマスタープラン策定後に策定を予定している実施計画では、重点整備地区並びに生活関連施設、生活関連経路、さらには各施設・経路等におけるバリアフリー化のために実施すべき特定事業を定め、重点整備地区のバリアフリー化の方針を定める旨を記載。

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

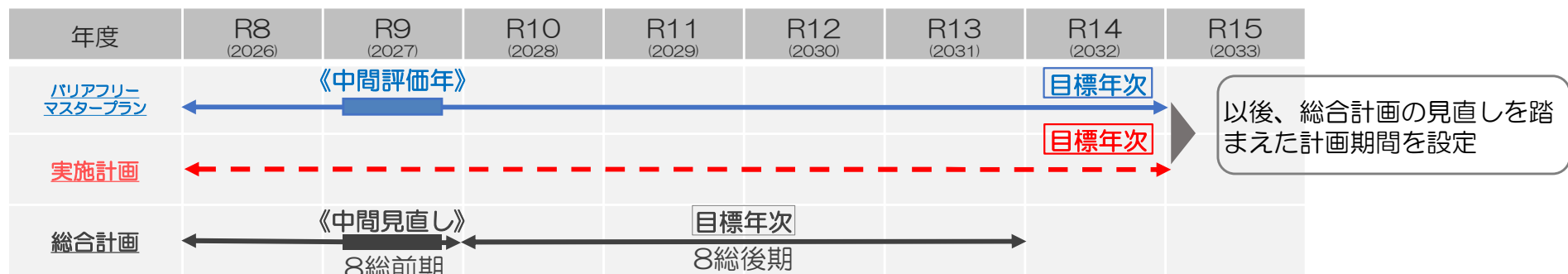
■ 実施計画の位置づけ

実施計画は、マスタープランの推進を図るため、マスタープランで示したバリアフリーに関する考え方に基づき、具体的な事業を示すものであり、マスタープランと同様に、本市の最上位計画である「熊本市第8次総合計画」で定める都市像「上質な生活都市」を実現していく役割を担うとともに、福祉及び都市の両分野での個別計画との整合を図る。



■ 実施計画の計画期間

計画の期間は、バリアフリーマスタープランの整合性を図るため、実施計画時策定年次から令和14年度（2032年度）までとする。



2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

■ 重点整備地区の概要について

● 重点整備地区について

- 重点整備地区の要件は、バリアフリー法第2条第24号において、以下のとおり定められている。

要件①	高齢者、障がい者が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設やその他の施設（概ね3施設以上）があり、かつ施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
要件②	生活関連施設及び生活関連経路（道路、広場、通路等）について <u>移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区。</u>
要件③	<u>移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区</u>

- 高齢者や障がいのある人が、毎日の生活やお出かけでよく使う場所が集まっていて、その場所どうしを歩いて移動することが多く、その移動をもっと楽に・安全にする必要が特に高い地区をいう。

- 実施計画において、重点整備地区を定めることによって、「この場所は、具体的に計画を作って、実際にバリアフリーを進める地区」になる。
- つまり、高齢者や障がいのある人が実際によく利用する駅、道、建物、場所ををひとまとまりとして、何を・いつ・どうやってやるか、具体的な改善を進める地区になる。

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

■ 生活関連施設の概要について

● 生活関連施設について

- 生活関連施設の要件は、バリアフリー法第2条第23号において、以下のとおり定められている。

「高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。」



- バリアフリーマスタープラン策定時においては、本協議会における議論を経て、旅客施設、官公庁、病院、商業施設など、高齢者や障がい者だけでなく、バリアフリーを必要とする多様な来訪者が多い施設について、次項のとおり生活関連施設の設定の考え方を定めた。

■ 生活関連施設とは、「毎日の暮らしや外出で、使えないと困る大事な施設」

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

生活関連施設の概要について

生活関連施設の設定の考え方

区分	種類	対象規模の目安	備考	
官公庁	市役所・区役所	全施設	左記の対象規模の目安のほか、各関係者等からのご意見を踏まえ、 適宜生活関連施設として位置づけ	
	郵便局、銀行			
	警察署（交番含む）、裁判所			
	まちづくりセンター、コミュニティセンター等			
教育・文化施設	図書館			
	市民ホール、文化ホール			
	学校（小・中・高等学校）、特別支援学校等			
	博物館・美術館・音楽館、資料館			
保健・医療・福祉施設	病院・診療所			延床面積 1,000 m ² 以上
	総合福祉施設、老人・障がい者福祉施設等			
商業施設	大規模小売店舗等	延床面積 1,000 m ² 以上		
	複合施設 等	延床面積合計 1,000 m ² 以上		
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等	延床面積 2,000 m ² 以上		
公園・運動施設	公園	都市公園		
	体育館・武道館その他屋内施設	(街区公園を除く)		
その他施設	結婚式場、葬祭場冠婚葬祭に関わる施設	延床面積 2,000 m ² 以上		
	観光施設	全施設		
	特定路外駐車場	面積 500 m ² 以上		
	バス停	平均乗降客数 100 名以上/日		
旅客施設	旅客施設 (鉄道駅、軌道駅、バスターミナル)	平均乗降客数 100 名以上/日		

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

■ 生活関連経路の概要について

● 生活関連経路について

- 生活関連施設の要件は、バリアフリー法第2条第23号において、以下のとおり定められている。

「生活関連施設相互間の経路をいう」



- バリアフリーマスタープラン策定時には、本協議会における議論を経て、生活関連経路の考え方を以下のとおり設定。

- | | |
|---|--|
| ① | 各地区の起点となる「旅客施設」からのアクセス動線に配慮し、「旅客施設」と「旅客施設以外の生活関連施設」を結ぶ経路 |
| ② | 各地区内の回遊性、ネットワークに配慮し、生活関連施設間を結ぶ経路 |
| ③ | 生活関連施設を訪れる人の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路、路線バス等の公共交通が運行する路線等 |

- 生活関連経路は、多くの人実際によく使い、駅などから生活に必要な施設まで、安全で分かりやすく移動するための大切な道

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

■ 特定事業について

- 特定事業とはバリアフリー法第2条に定める、実施計画に記載される以下6つのハード整備に関する事業と、ソフトに関する事業のこと。

	公共交通特定事業	道路特定事業
対象施設等	特定旅客施設 (1日平均利用者人数が5,000人以上)	道路
事業実施者	公共交通事業者	道路管理者
事業内容 (例)	 <p>ノンステップバスの導入</p>  <p>段差の解消</p>	 <p>視覚障害者誘導用ブロック設置</p>  <p>段差や傾きの解消</p>
	路外駐車場特定事業	都市公園特定事業
対象施設等	特定路外駐車場 (500㎡以上かつ駐車料金を徴収)	特定公園施設 (都市公園における各種施設)
事業実施者	特定路外駐車場を管理する施設管理者	特定公園施設を管理する管理者
事業内容 (例)	 <p>車椅子使用者用駐車区画の整備</p>  <p>優先駐車区画の設置例</p>	 <p>バリアフリースイールの整備</p>  <p>見やすさに配慮した総合案内板</p>



2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

■ 特定事業について

	建築物特定事業	交通安全特定事業
対象施設等	特別特定建築物	道路や交差点等交通安全に関わる施設
事業実施者	特別特定建築物の施設管理者	公安委員会
事業内容 (例)	 エレベーター設置による段差解消  バリアフリートイレの整備	 エスコートゾーンの設置  タッチ式スイッチ信号

特別特定建築物

→ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

	教育啓発特定事業
対象施設等	— (重点地区内等で実施するソフト事業)
事業実施者	重点地区等で啓発活動等を行う者
事業内容 (例)	 小学生による公共交通疑似体験  小学生による公共交通疑似体験


特別特定建築物 (2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務)
1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂
5. 展示場
6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館
8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
11. 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくはボート場又は遊技場
12. 博物館、美術館又は図書館
13. 公衆浴場
14. 飲食店
15. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
18. 公衆便所
19. 公共用歩廊

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

■ 実施計画に記載する特定事業について

- 実施する事業内容
- 実施時期（短期・中期・長期・その他）
- 施設内の課題箇所の写真

※移動円滑化等促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインに記載。

自治体	熊本市（案）	奈良市	台東区	茅ヶ崎市																																																																																																																																																																																					
作成年		平成26年3月	令和4年10月	令和5年8月																																																																																																																																																																																					
イメージ	<p>施設概要</p> <p>施設名：白山地域コミュニティセンター 事業主体：中央区公所総務企画課 所在地：熊本市中央区白山1-10-12</p> <p>事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>課題・目的</th> <th>事業内容</th> <th>実施時期</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th> <th>その他</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下移動</td> <td>階段の視認性が低い（急階段）</td> <td>階段の段鼻の強調</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>案内設備・情報のバリアフリー</td> <td>視覚的・聴覚的・触覚的・嗅覚的・味覚的・体感的な情報の共有を図る</td> <td>筆談員やコミュニケーションボード等を設置し、設置を表す案内（耳マーク等）を掲示</td> <td>■</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>緊急時には職員がトイレ確保</td> </tr> <tr> <td>教育啓発・人的対応</td> <td>職員がバリアフリーに関する意識の共有を図る</td> <td>多様な利用者への適切な対応について、職員の教育や研修を実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施設内の課題箇所】 ◎段鼻に赤色してあるがわかりにくい</p> 	項目	課題・目的	事業内容	実施時期	備考				短期	中期	長期	その他		上下移動	階段の視認性が低い（急階段）	階段の段鼻の強調	■					案内設備・情報のバリアフリー	視覚的・聴覚的・触覚的・嗅覚的・味覚的・体感的な情報の共有を図る	筆談員やコミュニケーションボード等を設置し、設置を表す案内（耳マーク等）を掲示	■				緊急時には職員がトイレ確保	教育啓発・人的対応	職員がバリアフリーに関する意識の共有を図る	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育や研修を実施					→	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課題</th> <th rowspan="2">整備項目</th> <th colspan="3">整備目標時期</th> <th rowspan="2">整備主体</th> </tr> <tr> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">道路から入口、案内施設への経路</td> <td>前面道路から施設への視覚障害者誘導用ブロックなどの誘導がない</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>奈良市</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者誘導用ブロック上にマットが設置されている</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>奈良市</td> </tr> <tr> <td>通路・垂直移動施設</td> <td>視覚障害者誘導用ブロックの視認性が悪い</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>奈良市</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中長距離</td> <td>エレベーターの扉の幅が狭く、車いすで利用しにくい</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>奈良市</td> </tr> <tr> <td>駐車場出入口の段差に段差があり、車いす等で通行しにくい</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>奈良市</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>障害者用駐車施設にコイルが設置してあるため、利用する際に受付まで行かなければならない</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>奈良市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">案内設備</td> <td>音声放送の内容がわからない（聴覚障がい者）</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>奈良市</td> </tr> <tr> <td>施設の案内図がない</td> <td>入り口がわかりやすい案内板の設置</td> <td></td> <td>○</td> <td>奈良市</td> </tr> </tbody> </table>	課題	整備項目	整備目標時期			整備主体	短期	中期	長期	道路から入口、案内施設への経路	前面道路から施設への視覚障害者誘導用ブロックなどの誘導がない	○			奈良市	視覚障害者誘導用ブロック上にマットが設置されている	○			奈良市	通路・垂直移動施設	視覚障害者誘導用ブロックの視認性が悪い				奈良市	中長距離	エレベーターの扉の幅が狭く、車いすで利用しにくい	○			奈良市	駐車場出入口の段差に段差があり、車いす等で通行しにくい		○		奈良市	駐車場	障害者用駐車施設にコイルが設置してあるため、利用する際に受付まで行かなければならない	○			奈良市	案内設備	音声放送の内容がわからない（聴覚障がい者）		○		奈良市	施設の案内図がない	入り口がわかりやすい案内板の設置		○	奈良市	<p>官-2：西部区民事務所・金杉区民館（事業主体：台東区）</p> <p>●施設の現状と移動円滑化の今後の方針</p> <p>西部区民事務所・金杉区民館では、平成21年度に大規模改修工事を実施し、車椅子利用者トイレは設置済みです。今後は、引き続き心のバリアフリーに努めるとともに、施設の整備な補修については適宜行い、より利用しやすい施設を目指して取り組んでいきます。</p> <p>●特定事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>特定事業の主な内容</th> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出入口・敷地内通路</td> <td>歩道から建物出入口まで連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。</td> <td></td> <td></td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>一般トイレ（男用）に広がりや手すり、乳幼児用設備を設置するためのスペース等を考慮のうえ、今後検討していきます。</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>駐輪場</td> <td>利用者などの駐輪が出入口やスロープなどを遮らないように配慮します。</td> <td></td> <td></td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>その他設備</td> <td>車椅子利用者トイレへのオストメイト対応設備の設置や授乳スペースの確保等を考慮のうえ、今後検討していきます。</td> <td></td> <td></td> <td>■</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">案内・情報提供</td> <td>外国人など多くの方に対応した多言語による案内表示を設置します。</td> <td></td> <td>■</td> <td></td> </tr> <tr> <td>筆談員を設置し、「筆談できます」ということを示す耳マークを掲示します。</td> <td></td> <td></td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人的対応</td> <td>コミュニケーションボードを設置します。</td> <td></td> <td></td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>窓口に係員を配置するなど、利用者に対する人的対応を充実させます。</td> <td></td> <td></td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>教育啓発</td> <td>館内施設の音声案内については、引き続き職員の声かけによる対応を行っていきます。</td> <td></td> <td></td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table>	項目	特定事業の主な内容	短期	中期	長期	出入口・敷地内通路	歩道から建物出入口まで連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。			継続	トイレ	一般トイレ（男用）に広がりや手すり、乳幼児用設備を設置するためのスペース等を考慮のうえ、今後検討していきます。			■	駐輪場	利用者などの駐輪が出入口やスロープなどを遮らないように配慮します。			継続	その他設備	車椅子利用者トイレへのオストメイト対応設備の設置や授乳スペースの確保等を考慮のうえ、今後検討していきます。			■	案内・情報提供	外国人など多くの方に対応した多言語による案内表示を設置します。		■		筆談員を設置し、「筆談できます」ということを示す耳マークを掲示します。			継続	人的対応	コミュニケーションボードを設置します。			継続	窓口に係員を配置するなど、利用者に対する人的対応を充実させます。			継続	教育啓発	館内施設の音声案内については、引き続き職員の声かけによる対応を行っていきます。			継続	<p>茅ヶ崎地区コミュニティセンター（元町ケアセンター・子どもの家「茅っ子」） 事業主体：茅ヶ崎市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">特定事業内容</th> <th colspan="3">実施時期</th> </tr> <tr> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案内</td> <td>外国人や知的障がい者を含む誰もがわかりやすい多様な案内サインに改善する。（遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>防災</td> <td>避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。（ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育啓発</td> <td>係員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）</td> <td></td> <td></td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>優先利用に関するマナー啓発を行う。（エレベーターや車いす利用者トイレ、車いす利用者用駐車設備について高齢者、障がい者等の優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）</td> <td></td> <td></td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>人的対応・接遇</td> <td>心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）</td> <td></td> <td></td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>維持管理</td> <td>筆談員やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に際する案内を提示する。</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮（点字の増設、補修のたつき、清掃等）し、必要に応じて経修等を実施する。</td> <td></td> <td></td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業実施に際して配慮すべき事項等</p> <p>事業については、指定管理者との協議の上実施する。</p>	項目	特定事業内容	実施時期			短期	中期	長期	案内	外国人や知的障がい者を含む誰もがわかりやすい多様な案内サインに改善する。（遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	→	→	●	防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。（ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	→	→	●	教育啓発	係員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）			継続	優先利用に関するマナー啓発を行う。（エレベーターや車いす利用者トイレ、車いす利用者用駐車設備について高齢者、障がい者等の優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）			継続	人的対応・接遇	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）			継続	維持管理	筆談員やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に際する案内を提示する。			●		施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮（点字の増設、補修のたつき、清掃等）し、必要に応じて経修等を実施する。			継続
項目	課題・目的	事業内容	実施時期	備考																																																																																																																																																																																					
			短期	中期	長期	その他																																																																																																																																																																																			
上下移動	階段の視認性が低い（急階段）	階段の段鼻の強調	■																																																																																																																																																																																						
案内設備・情報のバリアフリー	視覚的・聴覚的・触覚的・嗅覚的・味覚的・体感的な情報の共有を図る	筆談員やコミュニケーションボード等を設置し、設置を表す案内（耳マーク等）を掲示	■				緊急時には職員がトイレ確保																																																																																																																																																																																		
教育啓発・人的対応	職員がバリアフリーに関する意識の共有を図る	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育や研修を実施					→																																																																																																																																																																																		
課題	整備項目	整備目標時期			整備主体																																																																																																																																																																																				
		短期	中期	長期																																																																																																																																																																																					
道路から入口、案内施設への経路	前面道路から施設への視覚障害者誘導用ブロックなどの誘導がない	○			奈良市																																																																																																																																																																																				
	視覚障害者誘導用ブロック上にマットが設置されている	○			奈良市																																																																																																																																																																																				
	通路・垂直移動施設	視覚障害者誘導用ブロックの視認性が悪い				奈良市																																																																																																																																																																																			
中長距離	エレベーターの扉の幅が狭く、車いすで利用しにくい	○			奈良市																																																																																																																																																																																				
	駐車場出入口の段差に段差があり、車いす等で通行しにくい		○		奈良市																																																																																																																																																																																				
	駐車場	障害者用駐車施設にコイルが設置してあるため、利用する際に受付まで行かなければならない	○			奈良市																																																																																																																																																																																			
案内設備	音声放送の内容がわからない（聴覚障がい者）		○		奈良市																																																																																																																																																																																				
	施設の案内図がない	入り口がわかりやすい案内板の設置		○	奈良市																																																																																																																																																																																				
項目	特定事業の主な内容	短期	中期	長期																																																																																																																																																																																					
出入口・敷地内通路	歩道から建物出入口まで連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。			継続																																																																																																																																																																																					
トイレ	一般トイレ（男用）に広がりや手すり、乳幼児用設備を設置するためのスペース等を考慮のうえ、今後検討していきます。			■																																																																																																																																																																																					
駐輪場	利用者などの駐輪が出入口やスロープなどを遮らないように配慮します。			継続																																																																																																																																																																																					
その他設備	車椅子利用者トイレへのオストメイト対応設備の設置や授乳スペースの確保等を考慮のうえ、今後検討していきます。			■																																																																																																																																																																																					
案内・情報提供	外国人など多くの方に対応した多言語による案内表示を設置します。		■																																																																																																																																																																																						
	筆談員を設置し、「筆談できます」ということを示す耳マークを掲示します。			継続																																																																																																																																																																																					
人的対応	コミュニケーションボードを設置します。			継続																																																																																																																																																																																					
	窓口に係員を配置するなど、利用者に対する人的対応を充実させます。			継続																																																																																																																																																																																					
教育啓発	館内施設の音声案内については、引き続き職員の声かけによる対応を行っていきます。			継続																																																																																																																																																																																					
項目	特定事業内容	実施時期																																																																																																																																																																																							
		短期	中期	長期																																																																																																																																																																																					
案内	外国人や知的障がい者を含む誰もがわかりやすい多様な案内サインに改善する。（遠くからでも建物位置を把握できるサイン、全体案内、利用案内、トイレなどの大きなピクトグラム（標準案内用図記号）表示、弱視・色弱者に配慮した色使い、触知図、点字、車いすに配慮した高さ、多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	→	→	●																																																																																																																																																																																					
防災	避難経路等について、だれもがわかりやすい多様な案内を表示する。（ピクトグラムや多言語化、ルビ、やさしい日本語の使用等）	→	→	●																																																																																																																																																																																					
教育啓発	係員の教育を実施する。（多様な利用者への適切な対応、市民部会との連携等）			継続																																																																																																																																																																																					
	優先利用に関するマナー啓発を行う。（エレベーターや車いす利用者トイレ、車いす利用者用駐車設備について高齢者、障がい者等の優先的に利用できるようにポスターをわかりやすい場所に掲示等）			継続																																																																																																																																																																																					
人的対応・接遇	心のバリアフリーに関する普及・啓発を行う。（市民部会との連携等）			継続																																																																																																																																																																																					
維持管理	筆談員やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に際する案内を提示する。			●																																																																																																																																																																																					
	施設の使いやすさを保つための維持管理に配慮（点字の増設、補修のたつき、清掃等）し、必要に応じて経修等を実施する。			継続																																																																																																																																																																																					
方針	ハード面・ソフト面での対応	ハード面での対応	ハード面・ソフト面での対応	ハード面・ソフト面での対応																																																																																																																																																																																					
特定事業検討方法	各施設の現状確認やまちあるきワークショップ、ヒアリングにより課題を整理し、取組方針を検討し協議会に諮る	ワークショップやヒアリングによる各施設の課題に対して考えられる対応策を整理	ワークショップやアンケートでの区民意見を踏まえ、実施可能なものから特定事業の位置づけ	協議会及びまち歩き点検で市民意見を抽出し、整理した課題について対応を検討																																																																																																																																																																																					
特色	課題の記載及び写真、良い取り組み事例写真掲載 ハード対応ができるまでのソフト対応の記載	課題の記載	施設の現状と今後の方針を記載	事業実施に際して配慮すべき事項の記載																																																																																																																																																																																					

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

■ 重点整備地区の選定方針（案）について

● 目指すべき重点整備地区

- マスタープランにおいては、地区特性等を踏まえて、バリアフリー化の推進が特に必要な地区を促進地区として選定しているため、重点地区整備地区を促進地区内に設定し、具体事業を実施することにより、重点的・一体的なバリアフリー化の推進を図りたい。
- 促進地区（中心市街地地区（熊本駅周辺、通町筋・桜町周辺）、水前寺・九品寺地区、健軍地区）と同地域を重点整備地区に選定。

● 重点整備地区設定に当たっての課題

- これまでの建築物における施設管理者等のヒアリング結果を踏まえると、実施義務に伴う施設管理者への負担感（費用・場所）により、協議の結果、実施計画策定への協力が得られない可能性がある。
- 協力が得られない場合は、重点整備地区の要件である生活関連施設が概ね3以上の要件を満たさず、重点整備地区の要件が困難になる恐れがある。



● 重点整備地区選定の方針

→ 御意見をいただきたい事項

- 今後、マスタープランに記載の生活関連施設と協議を進め、概ね3以上の施設から特定事業の調整が完了した地区から随時、重点整備地区の設定と拡大を行いたい。

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

■ 建築物特定事業の整備方針（案）について

● 目指すべき建築物特定事業

- バリアフリーマスタープランに定めている方針に基づき整備。

● 建築物特定事業の課題

- これまでの建築物における施設管理者等のヒアリング結果を踏まえると、バリアフリー化に伴う改修費用の捻出が難しい。
- エレベーターや多目的トイレ等を増築・改修を行う場合など、施設の面積等に限りがあるため、物理的に増築・改修が難しい。
- バリアフリーマスタープランの方針を達成する可能性が低く、実効性に欠ける計画となる。



● 建築物特定事業の方針

→ 御意見をいただきたい事項

- 特別特定建築物における施設管理者等の負担や実現性を十分に踏まえつつ、バリアフリー化の着実な推進を図るため、各施設の利用者の状況や利用実態等を考慮し、次項のカテゴリーに基づき整理を行う。
- その上で、大規模改修時に実施すべき改修事項を明確化するとともに、直ちに改修を行うことが困難な場合にはソフト事業等による対応を行う方針とし、今後、各施設管理者と具体的な協議を進めていく。

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

■ 建築物特定事業の整備方針（案）について

- 不特定多数の者が利用し、かつ、主として高齢者や障がい者等が利用する「特別特定建築物」においては、施設の規模が大きくなるほど、利用者数は増加し、利用形態も多様化する傾向にあるため、2,000㎡を基準にカテゴリーを分けて、バリアフリー化の促進を図る。
- 「特別特定建築物」のうち、「地域コミュニティセンター」については、新築等の際に義務化が掛らない規模の施設の中でも小規模であること、利用者や利用形態が比較的限定的であり、人的対応等による補完も可能であることから、A、B-1と比較して基準の緩和を図る。
- 一方で、特定多数が利用する「特定建築物」については、利用者が特別特定建築物と比較して、限定的であることから、A、B-1、B-2と比較して目指すべき基準の緩和を図りながら、バリアフリー化の推進を図る。

カテゴリー	適合義務	定義
A	有	特別特定建築物で新築等の際に義務化がかかる規模（床平米2,000㎡以上）の施設
B-1	無	特別特定建築物で新築等の際に義務化がかからない規模（床平米2,000㎡以下）の施設
B-2	無	B-1のうちの地域コミュニティセンター抜粋
C	無	特定建築物

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

■ 建築物特定事業の整備方針（案）について

施設管理者のヒアリングを行った際に、

- 階段の両側に手すりを付けることによって、階段の幅員が狭くなり、すれ違いが難しくなる等の課題が発生する旨の意見がある等、設備のバリアフリー化を推進することにより、当該設備利用者の利便性を損なう場合は、施設の状況を踏まえながら、整備を行う。

項目（案）	対応方針（案）
階段の両側に手すり	施設管理者と協議
バリアフリー駐車場及び上屋	スペースや予算面で対応が難しいため、大規模改修時や建替時に検討
バリアフリースイレ	スペースや予算面で対応が難しいため、大規模改修時や建替時に検討
トイレの手すりやオスメイト整備などの機能追加	施設管理者と協議
エレベーター	スペースや予算面で対応が難しいため、大規模改修時や建替時に検討

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

● カテゴリー毎の目指すべき基準イメージ①

目指すべき基準(案)

区分	仕様				
		A	B-1	B-2	C
屋外からの経路	道路境界と敷地に段差なし 段差：20mm以下、傾斜：1/12以下	◎	◎	◎	◎
	通路・出入口幅80以上	◎	◎	◎	◎
	段前に警告ブロック 段の全体にわたり設置されていれば○	◎	◎	—	—
	傾斜路前に警告ブロック	◎	◎	—	—
	案内所又はインターフォン	◎	◎	◎	—
	上記までの誘導ブロック	◎	◎	◎	—
駐車場	車椅子使用者（幅350）	◎	◎	◎	◎
	上記に屋根設置	◎	◎	◎	◎
案内板	英語表記（ピクトグラム無の部屋）	◎	◎	—	—
	点字表記	◎	○	—	—
窓口	受付にローカウンター 上端・下端：700～750mm・650～700mm程度 奥行：450mm以上	◎	◎	—	—
建物内通路 ※各室までの廊下とする	廊下幅120以上（経路1以上）	◎	◎	◎	◎
	廊下は滑りにくい仕上げ	◎	◎	◎	◎
	傾斜路前に警告ブロック	◎	◎	○	○
	階段手前に警告ブロック（エレベーター案内）	◎	◎	○	○
	階段に両側手すり（エレベーター案内）	◎	◎	◎	◎
	階段の段鼻強調（エレベーター案内） 見た目に判別しやすいかをチェック	◎	◎	◎	◎
	案内所以降に誘導ブロックの敷設	◎	◎	—	—
エレベーター (1箇所まで)	十分な広さ（奥行135×幅140以上）	◎	◎	◎	◎
	車椅子使用者対応操作盤	◎	◎	◎	◎
	車椅子使用者用鏡（床上40～150）	◎	◎	◎	◎
	緊急時表示装置	◎	◎	◎	◎
	籠内の音声案内	◎	◎	◎	◎



緩和する基準(案)

区分	仕様				
		A	B-1	B-2	C
屋外からの経路	道路境界と敷地に段差なし 段差：20mm以下、傾斜：1/12以下	◎	◎	◎	◎
	通路・出入口幅80以上	◎	◎	◎	◎
	段前に警告ブロック 段の全体にわたり設置されていれば○	○	○	—	—
	傾斜路前に警告ブロック	○	○	—	—
	案内所又はインターフォン	○	○	—	—
	上記までの誘導ブロック	○	○	—	—
駐車場	車椅子使用者（幅350）	—	—	—	—
	上記に屋根設置	—	—	—	—
案内板	英語表記（ピクトグラム無の部屋）	◎	◎	—	—
	点字表記	○	○	—	—
窓口	受付にローカウンター 上端・下端：700～750mm・650～700mm程度 奥行：450mm以上	○	○	—	—
建物内通路 ※各室までの廊下とする	廊下幅120以上（経路1以上）	◎	◎	◎	◎
	廊下は滑りにくい仕上げ	◎	◎	◎	◎
	傾斜路前に警告ブロック	○	○	○	○
	階段手前に警告ブロック（エレベーター案内）	○	○	○	○
	階段に両側手すり（エレベーター案内）	◎	◎	◎	◎
	階段の段鼻強調（エレベーター案内） 見た目に判別しやすいかをチェック	◎	◎	◎	◎
	案内所以降に誘導ブロックの敷設	○	○	—	—
エレベーター (1箇所まで)	十分な広さ（奥行135×幅140以上）	—	—	—	—
	車椅子使用者対応操作盤	—	—	—	—
	車椅子使用者用鏡（床上40～150）	◎	—	—	—
	緊急時表示装置	—	—	—	—
	籠内の音声案内	—	—	—	—

◎：ハード対応 ○ソフト対応

黄色着色部：大規模改修や建て替えを伴う場合はハード対応とするが、大規模改修や建て替えまではソフト対応を行う項目

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

● カテゴリー毎の目指すべき基準イメージ②

目指すべき基準(案)

区分	仕様				
		A	B-1	B-2	C
車椅子 使用者用便房 (1箇所可)	車椅子使用者用便房の設置	◎	◎	◎	◎
	音声案内（便所の位置を知らせるもの）	◎	◎	—	—
	音声案内（便器等の位置、使用方法案内）	◎	◎	—	—
	十分な広さ（径150）	◎	◎	◎	◎
	光警報装置（避難通知） ブースから視認可かつ全室に設置で○	◎	◎	○	○
	呼び出しボタン	◎	◎	◎	◎
	オムツ交換台 代替設備（ソファなど）あれば○	※	※	※	※
	乳幼児椅子	※	※	※	※
	こども用補助便座（こども用便器で可）	◎	—	—	—
	オストメイト対応設備	※	※	※	※
一般トイレ	音声案内（便所の位置を知らせるもの）	◎	◎	—	—
	一般トイレの洋式化	◎	◎	◎	◎
	一般便所に光警報装置（避難通知）	◎	◎	○	○
	オムツ交換台（男女共）	※	※	※	※
	乳幼児椅子（男女共）	※	※	※	※
	こども用補助便座（男女共） こども用便器も可	※	※	※	※
	ベビーカーが入る個室（男女共）	※	※	※	※
	オストメイト対応設備（男女共）	※	※	※	※
その他	授乳可能なスペースの確保	◎	◎	◎	—

◎：ハード対応 ○ソフト対応
※：車椅子使用者用便房、一般トイレのどちらかで対応



緩和する基準(案)

区分	仕様				
		A	B-1	B-2	C
車椅子 使用者用便房 (1箇所可)	車椅子使用者用便房の設置	—	—	—	—
	音声案内（便所の位置を知らせるもの）	○	○	—	—
	音声案内（便器等の位置、使用方法案内）	○	○	—	—
	十分な広さ（径150）	—	—	—	—
	光警報装置（避難通知） ブースから視認可かつ全室に設置で○	○	○	○	○
	呼び出しボタン	◎	◎	○	○
	オムツ交換台 代替設備（ソファなど）あれば○	※	※	※	※
	乳幼児椅子	※	※	※	※
	こども用補助便座（こども用便器で可）	—	—	—	—
	オストメイト対応設備	※	※	※	※
一般トイレ	音声案内（便所の位置を知らせるもの）	○	○	—	—
	一般トイレの洋式化	◎	◎	◎	◎
	一般便所に光警報装置（避難通知）	○	○	○	○
	オムツ交換台（男女共）	※	※	※	※
	乳幼児椅子（男女共）	※	※	※	※
	こども用補助便座（男女共） こども用便器も可	※	※	※	※
	ベビーカーが入る個室（男女共）	※	※	※	※
	オストメイト対応設備（男女共）	※	※	※	※
その他	授乳可能なスペースの確保	—	—	—	—

◎：ハード対応 ○ソフト対応
※：車椅子使用者用便房、一般トイレのどちらかで対応

◎：ハード対応 ○ソフト対応

黄色着色部：大規模改修や建て替えを伴う場合はハード対応とするが、大規模改修や建て替えまではソフト対応を行う項目

2 熊本市バリアフリーマスタープラン実施計画の策定について

■ 道路特定事業の整備方針について

● 目指すべき道路特定事業

- 実施計画策定時点において、各路線毎の取組方針を位置づけ。

● 道路特定事業の整備に係る課題

- 道路特定事業については、各路線の取組内容、緊急性等を踏まえた優先順位、概算事業費を把握し、総合的に判断を行う必要がある。
- 本来ならば、各路線毎に特定事業を定める必要があるが、整備費用については、委託しなければ、概算事業費が把握できず、実施計画の策定期間までに優先順位等を決定することは難しい。

● 道路特定事業の整備方針（案）

→ 御審議いただきたい事項

- まずは、実施計画で位置づける道路特定事業については、地区毎の方針のみを定め、実施計画策定後に優先順位等を踏まえた上で、各路線の実施時期等を実施計画の概ね1年以内に策定する特定事業計画にて記載する方向性で道路管理者と具体的な調整を行う。